

規則第10号

社会福祉法人宇治明星園の役職員の報酬及び費用弁償等に関する規則

(報酬)

第1条 宇治明星園の理事長、理事、評議員、監事及び事務局次長、事務局員の報酬は、当分の間無給とする。

(費用弁償)

第2条 理事長、理事、評議員及び監事が理事会、評議員会及び監事会に出席した場合、費用弁償として1回につき、5000円支給する。

- 2 前項の役員及び事務局員が公務のため旅行した時は、その旅行に対する費用弁償として、宇治明星園旅費規程(昭50. 1. 24 第10回理事会制定)の適用を受ける職員の例により旅費額を支給する。

附 則

この規則は、平成3年10月3日より適用する。

附 則 (18年2月21日 第175回理事会)

この規則は、平成14年11月27日から適用する。